

科学技術イノベーション総合戦略 2016
民間企業等における研究開発プロジェクト公募要綱
(案)

平成 28 年〇月〇日

総合科学技術・イノベーション会議

第1 目的

我が国は、少子化、高齢化等の進展によって、超高齢社会となると共に、労働人口の減少等と言った関連する社会課題への対策を先進各国の先陣を切って求められている。

これらの課題に柔軟かつ強力に対応を図っていくためには、官民が名実ともに協力を行い、多種多様なニーズに対しても対応できる体制を構築することが必要不可欠である。

このような状況を鑑み、科学技術イノベーション総合戦略 2016 の当該対象領域において、政府の重きを置くべき施策に対する、研究開発の連携、補完関係を確立するために、民間が独自に実施している研究開発プロジェクトについて登録を行っていただくことで、課題解決の推進を図ることを目的とする。

第2 対象領域

応募する研究開発プログラムの課題の範囲は、科学技術イノベーション総合戦略 2016（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）の「第 2 章 経済・社会的課題への対応（1）持続的な成長と地域社会の自律的な発展 II 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現 iii）健康立国のための地域における人とくらしシステム（「地域包括ケアシステムの推進」等）」で規定する領域とする。

第3 応募に関する諸条件等

1 応募資格者

研究開発プロジェクトの組織を代表し、研究計画の遂行に係る全ての責任を負う者であって、外国出張その他の理由により長期にわたりその責務を果たせなくなる事又は定年等により退職し試験研究機関等を離れる事等の見込みがない者であって、次に掲げる(1)から(3)に該当する個人又は組織

(1) 次のアからキに掲げる国内の機関等に所属する個人又は組織

- ア 民間企業（民間の研究所及び民間企業の研究部門を含む。）
- イ 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- ウ 特定非営利活動推進法に基づき法人格を得た団体
- エ 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- オ 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律

第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び
特定独立行政法人
力 国が設置する施設等機関
キ 地方公共団体及び地方公共団体等の附属試験研究機関

(2) 研究又は研究に関する助成を主な事業とする特例民法法人
等

(3) その他、総合科学技術・イノベーション会議が適当と認める
者

2 研究組織、認定期間等

(1) 研究組織

代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

ア 代表者(機関を含む。)

研究開発プロジェクトの計画・実施において、遂行の統括を行う者(機関の場合は、機関又は組織の長を代表者とする。)

イ 分担者(機関を含む。)

研究開発プロジェクトの計画・実施に当たり代表者と研究の一部を分担して遂行を行う者(機関の場合は、機関又は組織の長を代表者とする。)

ウ 協力者(機関を含む)

研究開発プロジェクトの計画・実施において、遂行に協力する者(機関の場合は、機関又は組織の長を代表者とする。)

(2) 研究開発プロジェクトの認定期間

科学技術イノベーション総合戦略 2016 の重きを置くべき施策として決定通知がなされた期日以後であって実際に研究を開始する期日(当該研究を実施する年度の4月1日以降)から当該年度の末日又は、研究が終了する期日の何れかのうち早い期日とする。

(3) 所属機関の長の承諾

代表者及び分担者は、当該募集に応募するにあたっては、所属機関等の長の承認を得たうえで、当該研究の実施に係る承諾を示す文書を併せて提出すること。

3 対象経費

今回の公募に当たっては、研究開発プロジェクトに係る経費に対する補助金等の支給は行わない。

4 応募に当たっての留意事項

(1) 研究開発上の不正(計画策定時を含む。)について

科学技術は、客観的事実に基づく研究者個々人の探求と熟考、努力からなる研究活動による成果の積み重ねによって構成されている。また、将来に研究成果となる客観的事実は、今までに構築されてきた多くの科学的事実の上に成り立っていくものであることから、研究開発とは、壮大な過去から現代、未来につながる創造活動である。この客観的事実の積み重ねによって成り立っている世界に、虚偽の成果、研究活動の怠慢、権利の無視・侵害等を混入させる研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼を失墜させるのみならず、健全な研究活動の停滞、誤った理論による健康被害等をもたらすなど、科学技術の発展及び国民に対して重大な悪影響を及ぼすものである。そのため関係者は、所属する機関等の定める倫理綱領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守するとともに、個人としても高い倫理性を持って研究開発に臨むことが必須の条件である。

(2) 研究開発プロジェクトにおける計画策定に当たっての研究倫理等に関する留意点

法律、各府省が定める省令・倫理指針等(別紙参照)を遵守する。また、これらの法令等に違反して研究開発を実施した場合は、認定の取消し等の対応を行うことがある。

(3) 応募に当たっての留意点について

応募に当たっては、科学技術イノベーション総合戦略 2016 第2章 経済・社会課題への対応(1)持続的な成長と地域社会の自立的な発展 II 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現 iii)健康立国のための地域における人とくらしシステム(「地域包括ケアシステムの推進」等)「[A]基本的認識」に記載される本対象領域の内容を十分に理解した上で、「[B]重きを置くべき課題」を確認し、「[C]重きを置くべき取組」に記載されている内容に資する取組となる研究開発プロジェクト内容となるよう十分に検討する。

5 募集期間

平成 28 年〇月〇日(〇)～平成 28 年〇月〇日(〇)必着

6 提出書類

代表者は、別添様式 1 (研究開発プロジェクト提案書)を郵送又は FAX で下記に提出する。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 丁目 6 番 1 号

中央合同庁舎第 8 号館 6 階

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付
人・くらし担当

電 話 : 03-5253-2111(内線 : 36243)

FAX : 03-3581-9969

7 その他

(1) 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術・イノベーション会議では「「国民との科学・技術」の推進について(基本的取組方針)」(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取り組みが求められている。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について積極的に取り組むよう努めること。

(2) 登録の取消し等

研究課題登録後において、上記 4(1)又は(2)に抵触する場合、継続評価での結果が著しく低い場合は、登録の取消し等を求めることがある。

(3) 個人情報の取扱い

申請された研究開発プロジェクトに関する情報のうち研究開発プロジェクト名、研究プロジェクト概要、申請者名、所属機関、実施予定期間は、原則公開とする。なお、それ以外の情報については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき対応を行うものとする。

る。

なお、情報の公開に当たっては、申請者に事前に公開の可否を確認した上で判断を行うものとする。

第4 課題の評価

応募いただいた研究開発プロジェクトについては、科学技術イノベーション総合戦略 2016 の重きを置くべき取組の内容に適しているかどうかの観点から、下記の項目に基づき審査を行い、適当と認められた研究開発プロジェクトに限り重きを置くべき施策として登録を行う。

また、翌年度以降においても同様に登録を希望する場合においては、同様に下記の項目で審査を行った後、適当と判断された研究開発プロジェクトに限り登録を行う。

なお、研究開発プロジェクト終了時には、可能な限り成果、結果について下記の事後評価の項目を参考に報告をお願いいたします。

「事前評価」においては、提出された研究開発プロジェクト提案書に基づき、総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会「地域における人とくらしのワーキンググループ」において、下記の「専門的・学術的観点」、「社会的観点」及び「効率的・効果的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評価事項に加える。）を経たのち、研究課題が決定される。（なお、公募研究課題によっては、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行う。）

1 事前評価事項

（1）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア 研究の科学技術分野における重要性
 - ・ 科学技術分野に対して有用と考えられる研究であるか
- イ 研究の科学技術分野における発展性
 - ・ 研究成果が科学技術分野の振興・発展に役立つか
- ウ 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- エ 研究目標の実現性・効率性・戦略性
 - ・ 研究期間の各年度の目標が明確か
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- オ 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか
- ・ 研究開発プロジェクト遂行に当たって、適切な専門家が関与しているか

(2) 社会的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 社会課題等への活用

- ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ・ 現在及び将来的な有用性について考慮されているか
- ・ 研究開発プロジェクトの実施に当たって、地方の能力(潜在的能力を含む。)を活用する内容となっているか
- ・ 女性、在宅勤務者等の多様な人材を活用する研究開発プロジェクトとなっているか
- ・ 研究開発後の事業化に際して、経済的活性化等に資するよう考慮されているか
- ・ 国際的研究・事業等の展開を視野にいた、諸外国の研究開発状況、業界状況及び知財状況への対応が図れるよう考慮されているか

イ 社会的緊急性

(3) 効率的・効果的・持続的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項(効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。)

- ・ 研究が効果的・効率的に実施(計画)されているか
- ・ 持続的な研究遂行が可能な実施(計画)となっているか
- ・ 他の民間研究(海外企業含む。)などと重複について把握しているか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携及び活用又は対応が十分に図られているか(他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか。)

(4) 総合的に勘案すべき事項

ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか。(関連がある場合に限る。)

イ 研究の倫理性について適切に対応(倫理審査委員会等による審査(受審予定の場合を含む。))がなされているか。

ウ これまで研究実績の少ない者であっても、研究内容や計画に重

点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。

エ 研究、事業化等の総合的、個別的な戦略性をもって研究開発プロジェクト全体にわたり考慮されているか。

オ 申請者に対して上記の評価事項の他、必要に応じて申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等について追加説明を書面又はヒアリングにより求めるものとする。

2 継続時の評価事項

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究計画の達成度(成果)

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

イ 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合には、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

ウ 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

(2) 社会的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

評価時点での政策等への活用

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(効率性が確保されない場合、指定の取り消しを検討する。)

- ・ 研究が効率的・効果的に実施(計画)されているか
- ・ 他の民間研究(海外企業含む)などとの重複について把握しているか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携及び活用又は対応が十分に図られているか(他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とするこ

となどによる研究効率や効果の向上の余地がないか。)

(4) 総合的に勘案すべき事項

ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか。(関連がある場合に限る。)

イ 研究の倫理性について適切に対応(倫理審査委員会等による審査(受審予定の場合を含む。))が、なされているか。

ウ 指定の継続申請者に対して、申請者に対して上記の評価事項の他、必要に応じて、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についての追加説明を書面又はヒアリングにより求めるものとする。

3 事後評価の項目

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究目的の達成度(成果)

- ・ 所要の目的を達成したか
- ・ 所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか

イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

ウ 研究成果の発展性

- ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか

エ 研究内容の効率性

- ・ 研究が効率的に実施されたか

(2) 社会的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的效果が高い研究であるか

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・ 研究が効果的・効率的に実施されたか

(4) 国民へのわかりやすい説明・普及の努力の観点からの評価に当たり考

慮すべき事項

- ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
- ・ 研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に組み込んでいくこととしているか

（５）評価の際には、専門学術雑誌等への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

（６）当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を行うこと。

第 5 評価結果等の通知及び公表

1 科学技術イノベーション総合戦略 2016 の重きを置くべき施策として決定された課題は、決定後事務手続きを経て速やかに申請者に対して文書により通知するものとする。

2 科学技術イノベーション総合戦略 2016 の重きを置くべき施策として決定された課題は、内閣府ホームページ等により下記の項目を公表するものとする。

- （１）研究開発プロジェクト名
- （２）研究プロジェクト概要
- （３）申請者名
- （４）所属機関
- （５）実施予定期間
- （６）その他、総合科学技術・イノベーション会議において必要と認められた項目

第 5 照会先

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付 人・くらし担当
電 話:03-5253-2111(内線:36243)

代表的な法律、各府省が定める省令・倫理指針等

- 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」
(平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議)
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>)
- 「「国民との科学・技術」の推進について(基本的取組方針)」
(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
(平成 12 年法律第 146 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0146.html>)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 28 年法律第 115 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10H0114.html>)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律
(平成 15 年法律第 97 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0097.html>)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0097.html>)
- 特定胚の取扱いに関する指針 (平成 21 年文部科学省告示第 83 号)
(http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/30_226.pdf)
- ヒトES細胞の樹立に関する指針
(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/11/___icsFiles/afieldfile/2014/11/25/1353645_1_1.pdf)
- ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針
(平成 26 年文部科学省告示第 174 号)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/11/___icsFiles/afieldfile/2015/02/20/1353645_2.pdf)
- iPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
(平成 22 年文部科学省告示 88 号)
(http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1492_01.pdf)

- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
(平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sisin1.pdf>)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 28 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09F03601000028.html>)
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令
(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17F19001000036.html>)
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令
(平成 26 年厚生労働省第 89 号)
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26F19001000089.html>)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について
(平成 10 年厚生科学審議会答申)
(http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s9812/s1216-2_10.html)
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
(平成 27 年 4 月 1 日施行予定)
(http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf)
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針
(平成 27 年厚生労働省告示第 344 号)
(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/150812_rinrisisin.pdf)
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
(平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/dl/9_01.pdf)
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)
- 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/doubutsu/0606sisin.html>)
- 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
(平成 18 年 6 月 1 日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)
(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)

科学技術イノベーション総合戦略2016 重きを置くべき施策 研究開発プロジェクト提案書

平成__年__月__日

総合科学技術・イノベーション会議 御中

申請者 { 住 所 : 〒 _____
 〒 _____
 氏 名 : _____
 生年月日 : 19__年__月__日生

科学技術イノベーション総合戦略2016 重きを置くべき施策として研究開発プロジェクトを登録したいので、次のとおり研究開発プロジェクト提案書を提出する。

1. 研究開発プロジェクト名 : _____

2. 当該年度の研究事業予定期間 : 平成__年__月__日から平成__年__月__日
 (____) 年計画の (____) 年目

3. 申請者

①所属研究機関	
②所属部局	
③職名	
④所在地	〒 _____
⑤連絡先	事務担当者 : Tel : () — Fax : () — E-Mail :

※事務担当者がある場合は、事務担当者の御名前、電話、Fax、E-Mail も併記してください。

4. 研究組織情報（代表者、分担者、協力者）

区分	①研究者名	②分担、協力する 研究項目	③所属機関 （研究実施場所）	④所属機関での 職名	e-Rad 研究者 ID （お持ちの方のみお書き ください。）
代表者					
分担者					
協力者					

5. 研究の概要

- （１）「６．研究の目的、必要性及び特色」から「８．研究計画」までの要旨を 1,000 字以内で簡潔に記入すること。
- （２）複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるように記入すること。
- （３）研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。

（流れ図）

6. 研究の目的、必要性及び特色

目的	
(対応する社会課題) 必要性	
特色	

- (1) 研究の目的、必要性及び特色（独創性・新規性等）については、適宜文献を引用しつつ、1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。
- (2) 当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
- (3) 研究期間内に何をどこまで明らかにするか、各年度の目標を明確にしたうえで記入すること。
- (4) 当該研究の特色については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。

7. 期待される成果

--

- (1) 期待される成果については、行政の施策等への活用可能性（施策への直接反映の可能性、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果等（民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）が期待できるか）を中心に600字以内で記入すること。
- (2) 当該研究が科学技術イノベーション総合戦略2016に掲げられた課題に対して、どのように貢献するのか等について、その具体的な内容や例を極力明確にすること。

8. 研究計画

- (1) 研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を1, 600字以内で記入すること。
- (2) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入すること。
- (3) 本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境の状況を踏まえて記入すること。

9. 本研究開発プロジェクトの該当する取組

科学技術イノベーション総合戦略 2016 「第2章 経済・社会課題への対応 (1)持続的な成長と地域社会の自立的な発展 II 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現 iii)健康立国のための地域における人とくらしシステム(「地域包括ケアシステムの推進」等)」に記載されている「[C] 重きを置くべき取組」のどの取組みに該当するか記載する。

10. 研究規模

年 度	研 究 経 費
平成 年度	千円
平成 年度	千円
平成 年度	千円
合 計	千円

11. 申請者の略歴

申請者の研究歴、研究・発表実績、賞罰等を記入すること